

事業復活支援金（国）の申請期限延長について

申請期限：6月17日（金） 事前確認期限：6月14日（火）

申請に必要な「申請IDの発行」は5月31日（火）までですので、
ご注意ください。

東出雲町商工会では事業復活支援金の事前確認を完全予約制で行っておりますが、商工会の会員の方であればお電話での事前確認が可能です。（来会不要）

詳細は、[事業復活支援金](#) で検索🔍

※松江市の事業復活支援金との重複申請は出来ませんのでご注意ください。

松江市事業復活支援金のご案内

受付締切：6月30日（木）

新型コロナウイルス感染症拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、

国の事業復活支援金の対象とならない、売上が20%以上30%未満減少

している中小企業者等に、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するための支援金です。

詳細は、[松江市事業復活支援金](#) で検索🔍

※国の事業復活支援金（6月17日締切）を申請された事業者は申請できませんので、ご注意ください。

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

第1回公募期限：6月30日（木）

県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して、費用の一部を補助します。

活用事例：女性従業員用休憩スペースの整備、女性専用トイレの整備など

■補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間

補助対象経費	補助率及び補助限度額
○施設、設備の工事請負費	【小規模事業者】
○購入価格5万円以上の物品の購入費	○補助対象経費の2/3以内
○研修会講師等に係る謝金、旅費（費用弁償部分）・ 消耗品費	○補助金額：200千円～1,333千円
○印刷費・事業の実施に係る委託料（工事の設計に 係る経費は除く）	【小規模事業者以外】
○会場使用料・研修会等受講料等	○補助対象経費の1/2以内
	○補助金額：150千円～1,000千円

■補助対象事業者 次のいずれにも該当すること

・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員100人以下の企業等（ただし「みなし大企業」は除く）

・雇用保険適用事業主であること

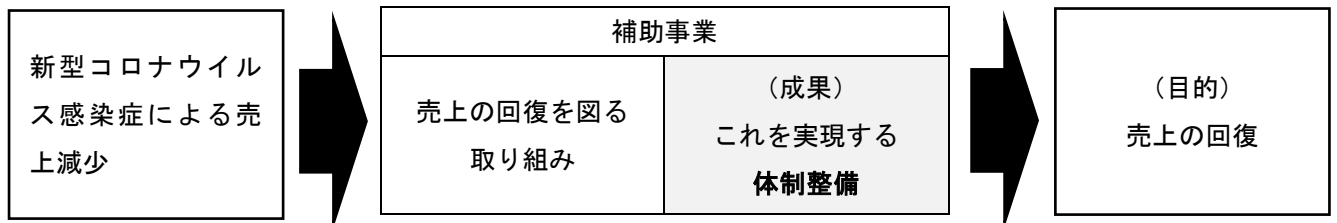
・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること

飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

第2回公募期間：6月1日（水）～6月30日（木）

■目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取り組みの経費の一部を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業の推進及び事業継続を目的とする。



■対象者：補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件を全て満たす中小企業者等とする。

- (1) 飲食・商業・サービス業を現に営む事業者であること
 ※複数業態で事業を営んでいる場合は、飲食・商業・サービス業の部分について対象となります。
 例えば、建設業と飲食業を営んでいる場合、飲食業部分のみ対象となります。
- (2) 新型コロナウイルスの影響により、飲食・商業・サービス業の応募申請時における直近6ヶ月のうち、任意の連続する3カ月の売上高の合計が、2018年又は2019年の同時期と比較して減少していること。
 ※複数業態を営んでいる場合は、売上の区分を示すことができれば比較が可能です。
 例えば建設業とサービス業を営んでいる場合、「飲食業のみ」の売上と比較が可能です。
- (3) 以下の補助金を活用していないこと
 - ①新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金（令和2年12月採択分）
 - ②新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金（令和3年6月採択分）
 - ③新型コロナウイルス対応経営革新支援補助金（令和3年10月採択分）
- (4) みなし大企業でないこと。
- (5) 島根県税の滞納がないこと。
- (6) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること。

■補助事業の要件：補助事業は以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自社にとって新たな取り組みのための設備投資であること。
- (2) 3年以内に、当該設備投資による年間の売上高が投資額以上となる計画であること。
- (3) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される事業でないこと。
- (4) 補助事業が、国又は県の他の補助金を活用する事業でないこと。
- (5) 補助事業について、商工会、商工会議所、中央会、しまね産業振興財団による支援体制が整っていること。

■補助対象経費、補助率及び補助限度額、補助対象期間

補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象期間
○設備導入費 ○設備に関連する備品費 ○施設改修費	補助対象経費の1/2以内 ※新型コロナ関連融資を利用している場合、2/3以内 【補助上限額】200万円 【補助下限額】40万円	交付決定から 令和5年2月28日

■審査方法：1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼン審査）にて補助金の採択が決定されます。

※申請には事業計画書の策定が必須です。計画策定には一定の期間が必要ですので、申請予定の方は、6月20日までに当会にお問い合わせください。（担当：伊藤・多々納）